

# 新しいカリキュラムの編成の考え方

**【資格取得時の養成目標】**  
資格取得時のレベル。この各養成施設等はこの目標に到達することを旨として、カリキュラム編成を行う

**【領域の目的】**



**【教育内容のねらい】**

資格取得時の介護福祉士養成の目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立つて考えられる姿勢を身につける。
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する。
3. 介護実践の根拠を理解する。
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。
10. 的確な記録・記述の方法を身につける。
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける。

	教育内容	時間数	ねらい	教育に含むべき事項
介護	[目的]		1. 介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う。 2. 自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。 3. 利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う。 4. 他の職種との協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う。 5. リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。	
	介護の基本	180	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする者」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	介護福祉士を取り巻く状況 介護福祉士の役割と機能 尊厳を支える介護 自立に向けた介護 介護を必要とする人の理解 介護サービス 介護実践における連携 介護従事者の倫理 介護における安全の確保とリスクマネジメント 介護従事者の安全
	コミュニケーション技術	60	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは他の職種との協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	介護におけるコミュニケーションの基本 介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション 介護におけるチームのコミュニケーション
	生活支援技術	300	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したリ、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。	生活支援 自立に向けた居住環境の整備 自立に向けた身じたくの介護 自立に向けた移動の介護 自立に向けた食事の介護 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 自立に向けた排泄の介護 自立に向けた家事の介護 自立に向けた睡眠の介護 終末期の介護

**【教育内容】**

枠組みの中で、科目としてどのように区分するか、科目名を何とするかは各養成施設等の自由裁量

- 例
- 生活支援技術 300時間
  - 生活支援技術概論 30時間
  - 生活支援技術概論 30時間
  - 自立生活支援技術Ⅰ 60時間
  - 自立生活支援技術Ⅱ 60時間
  - 自立生活支援技術Ⅲ 60時間
  - 自立生活支援技術Ⅳ 30時間
  - 多職種連携の介護 30時間

**【教育に含むべき事項】**

資格取得時の養成目標を反映し、最優限命にすべき教育の事項

## I 一⑤ 福祉系高校の新しい教育カリキュラムの基準

### 福祉系高校の新しい教育カリキュラムの基準

福祉系高校は、高等学校学習指導要領の適用を受けることから、

- 1単位時間が50分、1個学年35単位時間の授業を1単位として計算する単位制が採用されていること
- 教科「福祉」、教科「看護」など、養成施設等とは異なる科目の振り分けがなされていること

等を踏まえつつ、養成施設等と同等の水準が担保されるように基準を設定する。

# カリキュラム比較表

新)2年課程

1800

新)福祉系高校

52単位

福祉系高校3年  
(経過措置)

34単位

福祉系高校専攻科  
(経過措置)

33単位

\* 1単位を35時間として換算

\* 1単位を35時間として換算

\* 1単位を35時間として換算

領域	教育内容	時間数
人間と社会	人間の理解 必修	
	人間の尊厳と自立	30以上
	人間関係とコミュニケーション	30以上
社会の理解	社会の理解	60以上
選択	※上記必修科目のほか、人間と社会に関する選択科目	
	小計	240
介護	介護の基本	180
	コミュニケーション技術	60
	生活支援技術	300
	介護過程	150
	介護総合演習	120
	介護実習	450
	小計	1260
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60
	認知症の理解	60
	障害の理解	60
	こころとからだのしくみ	120
	小計	300
合計	1800	

領域	科目	単位数	時間換算*
人間と社会	人間の理解 必修		
	社会福祉基礎	4	140
	社会の理解		
選択	※上記必修科目のほか、人間と社会に関する選択科目	4	140
	小計	8	280
介護	介護福祉基礎	5	175
	コミュニケーション技術	2	70
	生活支援技術	9	315
	介護過程	4	140
	介護総合演習	3	105
	介護実習	13	455
	小計	36	1260
こころとからだのしくみ	こころとからだの理解	8	280
	小計	8	280
	合計	52	1820

領域	科目	単位数	時間換算*
人間と社会	人間の理解 必修		
	社会福祉基礎	4	140
	社会の理解		
選択	※上記必修科目のほか、人間と社会に関する選択科目	4	140
	小計	8	280
介護	介護福祉基礎	4	140
	コミュニケーション技術	2	70
	生活支援技術	6	210
	介護過程	3	105
	介護総合演習	2	70
	介護実習	4	140
	小計	21	735
こころとからだのしくみ	こころとからだの理解	5	175
	小計	5	175
	合計	34	1190

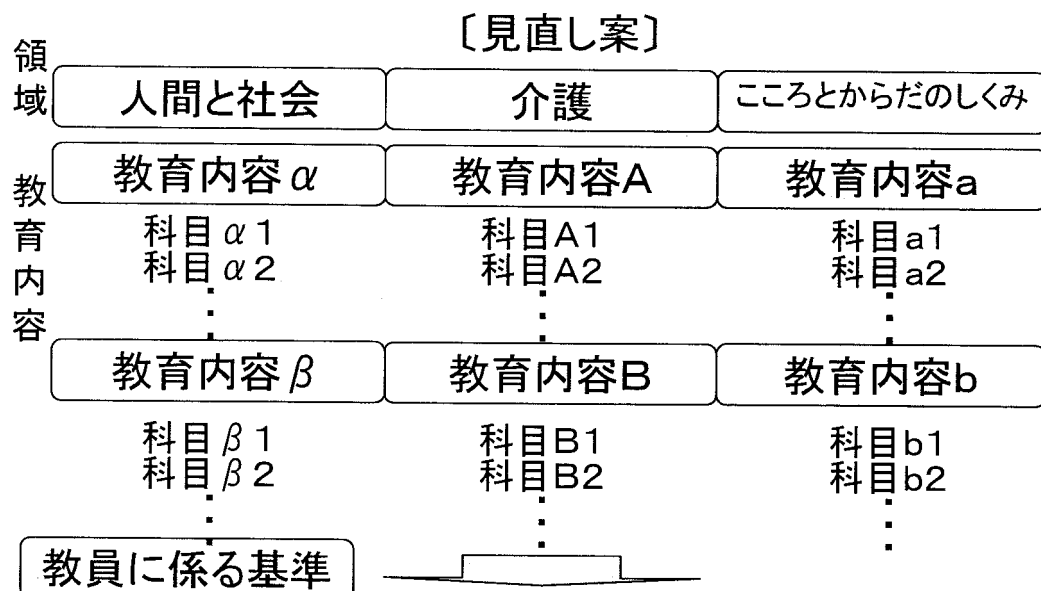
領域	科目	単位数	時間換算*
人間と社会	人間の理解 必修		
	社会福祉基礎	4	140
	社会の理解		
選択	※上記必修科目のほか、人間と社会に関する選択科目	4	140
	小計	8	280
介護	介護福祉基礎	4	140
	コミュニケーション技術	2	70
	生活支援技術	6	210
	介護過程	3	105
	介護総合演習	2	70
	介護実習	3	105
	小計	20	700
こころとからだのしくみ	こころとからだの理解	5	175
	小計	5	175
	合計	33	1155

## Ⅱ 教員

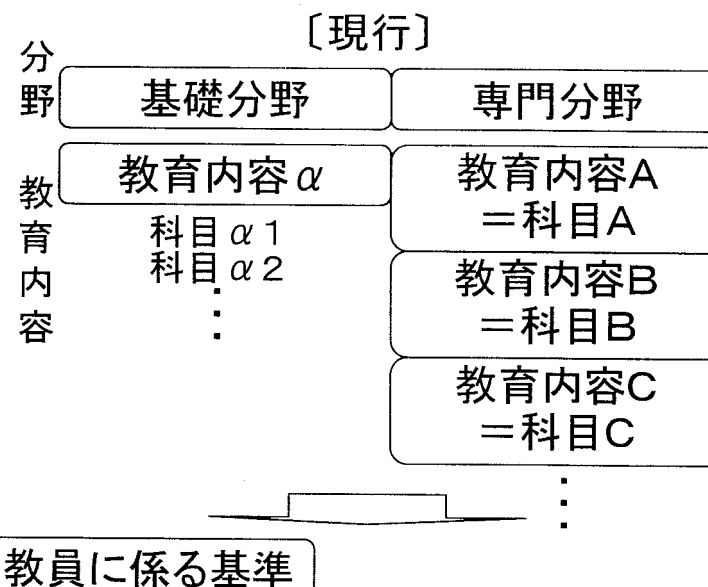
## Ⅱ一① 教員に係る基準の見直し的基本的考え方

教育カリキュラムの見直しの中で、

- 基準として専門分野について事実上科目名を規定している現行の仕組みから、基準として領域ごとの教育内容を規定し、教育内容ごとの具体的な科目編成は各養成施設等の裁量にゆだねる仕組みに改められること
- 3領域のうち特に「介護」の時間数が拡充されることに対応できるよう、教員に係る基準についても見直しを行う。

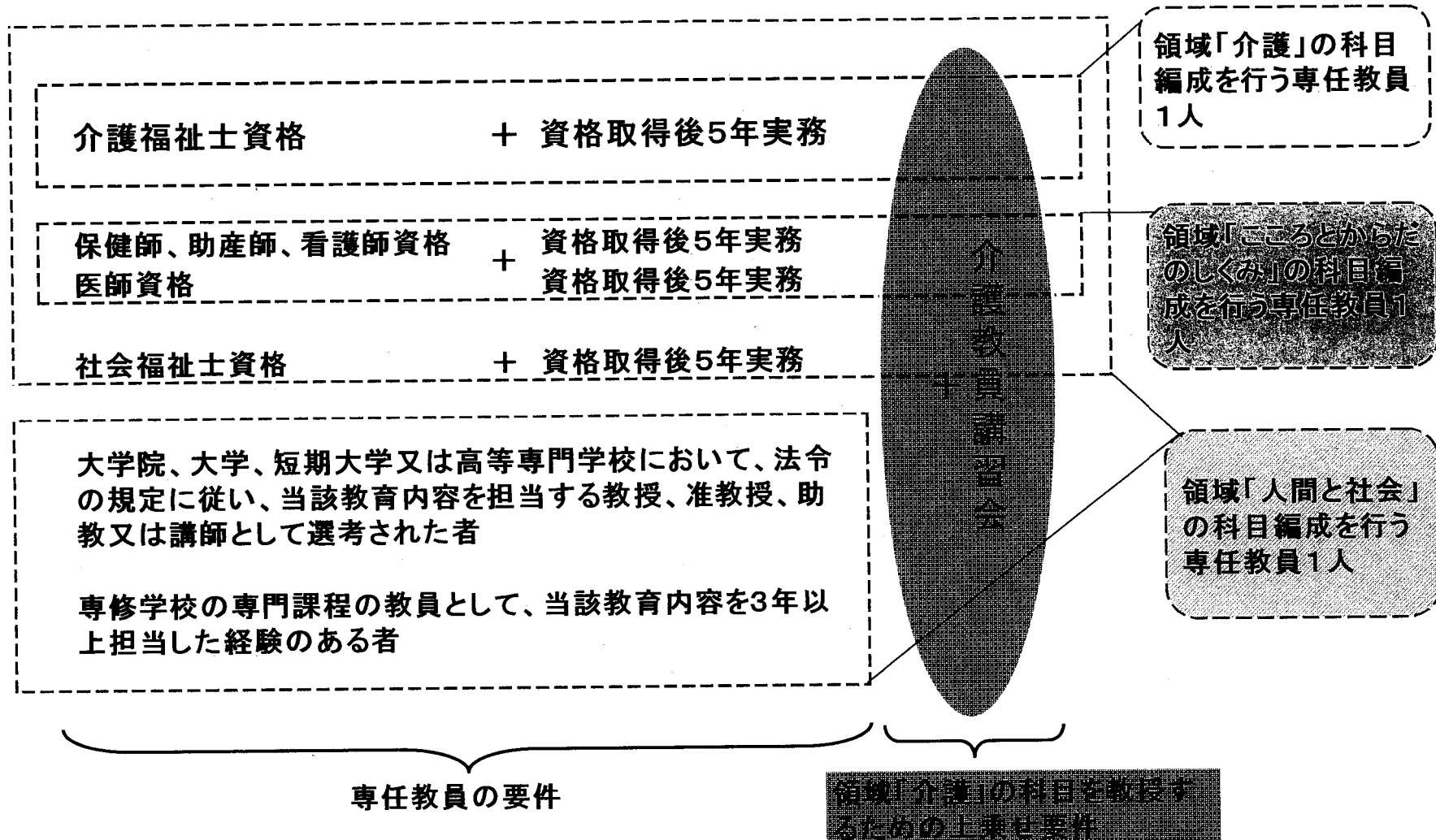


- 「介護」の時間数の拡充に対応できるよう、専任教員の数と資格に係る基準を設定する。
- 専任教員の役割として、「人間と社会」、「介護」及び「こころとからだのしくみ」の3つの領域ごとに一貫性・統一性を持った科目の編成、運営等を行うことについて責任を持つ役割を位置付け、そのような役割を担う者の資格に係る基準を、上乗せで設定する。



- 科目ごとの担当教員の資格について基準を設定している。
- 専任教員の数と資格に係る基準は、別途規定されている。  
\* 専任教員は専門分野の担当教員でなければならない等の規定のみ

# 専任教員の役割と資格



## Ⅱ一② 専任教員に係る基準の見直し

### 1 専任教員の数・資格

- 学生総定員の区分に応じて有すべき専任教員の数に係る基準は変更しない。
- 領域「介護」の時間数の拡充に対応できるように、専任教員であって領域「介護」の科目を教授するものの資格に係る基準を設定する。

#### 専任教員の数に係る基準 (変更なし)

右表に定める数以上の専任教員を有すること。

学生総定員の区分	専任教員数
80人まで	3
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$

#### 専任教員の資格に係る基準 (見直し案)

- 専任教員は、次のいずれかに掲げる者であること。ただし、介護の領域を教授する専任教員は、次のいずれかに掲げる者であって、かつ、専任教員として必要な知識及び技能を修得するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であること。
  - イ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者
  - ロ 大学院、大学、短期大学又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者
  - ハ 専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し三年以上の経験を有する者

## 2 専任教員の役割と資格

専任教員の役割として、「人間と社会」、「介護」及び「こころとからだのしくみ」の3つの領域ごとに一貫性・統一性を持った科目の編成、運営等を行うことについて責任を持つ役割を位置付け、そのような役割を担う者の資格に係る基準を、上乘せで設定する。

### 領域「人間と社会」の科目編成等を行う専任教員の資格に係る基準

専任教員のうち一人は、次のいずれかの条件を満たす者として、領域「人間と社会」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者であること。

- 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であるもの
- 大学院、大学、短期大学又は高等専門学校において、法令の規定に従い、当該教育内容を担当する教授、准教授、助教又は講師として選考された者
- 専修学校の専門課程の教員として、当該教育内容を3年以上担当した経験のある者

#### 〔経過措置〕

平成21年4月1日から3年間は、現に専任教員であって、医師又は社会福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者を領域「人間と社会」の科目の編成等を行うことについて責任を有する者としても差し支えない。

### 領域「介護」の科目編成等を行う専任教員の資格に係る基準

専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「介護」における一貫性・統一性を持った科目の編成等を行うことについて責任を有する者であること。

- 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者



## 領域「こころとからだのしくみ」の科目編成等を行う専任教員の資格に係る基準

専任教員のうち一人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「こころとからだのしくみ」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者であること。

- 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者

### [経過措置]

平成21年4月1日から3年間は、現に教員であって、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務経験を有する者については、適切に科目編成等を行うために必要な体制の確保が適切に講じられている場合には、領域「こころとからだのしくみ」の科目の編成等を行うことについて責任を有する者としても差し支えない。

## 領域ごとの科目編成等を行う専任教員の資格に係るその他の基準

1人の専任教員が、それぞれの基準を満たす場合には、複数の領域について科目編成等を行うこととしても差し支えないものであること。

## [参考] 現行の専任教員の資格に係る基準

- 専任教員であって社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は介護実習指導を教授するものは、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であること。  
[省令]
- 専任教員のうち2人は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者とし、これらの者のうち1人は、介護実習指導を教授できる者であること。[省令]
- 専任教員のうち2人以上は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を有し、当該資格取得後5年以上実務に従事した者とし、これらのうち1人は、介護福祉士の資格を有する者とし(後略)。[通知]
- 専任教員は、専門分野の担当教員でなければならないこと。[通知]
- 2年以上の課程の介護福祉士養成施設等については、専任教員のうち少なくとも1人は、社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論又は社会福祉援助技術を教授できる者であること。  
[通知]

[省令]社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)

[通知]「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)

### 3 教務に関する主任者

教務に関する主任者について、一定の経過措置を設けた上で、新たに介護福祉士養成施設等における専任教員として3年以上の教歴を有すること、介護教員講習会を修了すること等の基準を設ける。

見直し案	現行
<p>○ 専任教員のうち1人は、領域「人間と社会」、領域「介護」及び領域「こころとからだのしくみ」の全般にわたる教育課程の運営等を行う教務に関する主任者であること。</p> <p>○ 教務に関する主任者は、介護福祉士養成施設等における専任教員として3年以上の教歴を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が定める者であること。</p> <p>〔経過措置〕</p> <p>平成21年4月1日から3年間は、現に養成施設において従事する教務に関する主任者を、領域全般にわたる教育課程の運営等を行う教務に関する主任者としても差し支えないものであること。</p>	<p>○ 専任教員のうち1人は、教務に関する主任者であること。〔省令〕</p> <p>○ 専任教員のうち2人以上は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を有し、当該資格取得後5年以上実務に従事した者とし、(中略)また、これらの者のうち1人は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程において、おおむね3年以上の教歴を有すること。〔通知〕</p>

〔省令〕社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)

〔通知〕「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社席第3号、厚生省社会局長通知)